

## 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項及び岡山市特定非営利活動促進法施行条例第8条の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったため、同法第25条第5項において準用する第10条第2項の規定により公告する。

平成30年11月26日

岡山市長 大森雅夫



1 申請のあった年月日

平成30年11月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山NPOセンター

3 代表者の氏名

石原 達也

米良 重徳

4 主たる事務所の所在地

岡山市北区表町一丁目4-64

5 定款変更の内容

(1) 目的に係る事項

第3条を次のように改める。「この法人は、NPOをはじめとした多様な主体と共に、地域の課題解決と価値創造について現実の一步先の取り組みと仕組みづくりにおかやまに根差した支援者として取り組み、この地域においてお互いの個性を尊重しあって生活できる未来型のコミュニティと持続可能な地域運営モデルの形成を図ることにより、持続可能で豊かな市民社会を実現することを目的とする。」

(2) 事業に係る事項

第5条第1項第1号の①から⑦を次のように改める。「①NPO等の組織基盤強化や事業成長のために個別支援等を行うNPO事務・経営支援センター事業②

地域における多様な組織が連携・協働して取り組む社会課題解決を支援する地域連携センター事業③市民や企業等のあらゆる組織によるボランティアや寄付などの様々な形で行う社会参画を推進し、その活性化を図る社会参画推進センター事業④その他目的達成に必要な事業」

(3) 種別および定数に係る事項

第13条第1項第1号を「理事 15人以下」に、第2項中「1人を代表理事」を「2人を代表理事」に改める。

(4) 報酬等に係る事項

第19条第3項中の「総会若しくは理事会」を「総会」に改める。

(5) 事務局及び職員に係る事項

第20条第1項中「事務局長及び」の文言を削除、第2項を「事務局の職員は代表理事が任免する。」に改め、第3項を削除する。

(6) 総会の権能に係る事項

第24条第1項第6号を「役員の選任又は解任、職務及び報酬」に改め、第7号を削除する。これに伴い、第8号を第7号に繰り上げる。

(7) 総会の開催に係る事項

第25条第2項第2号中「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(8) 総会の招集に係る事項

第26条第3項中「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(9) 総会の議決に係る事項

第29条第3項中「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(10) 総会の表決権に係る事項

第30条第2項中「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(11) 総会の議事録に係る事項

第31条第1項第2号中「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれかによる」に、同条第3項中「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(12) 理事会の権能に係る事項

第33条第1項第1号を削除し、以下号番号を繰り上げる。

(13) 理事会の開催に係る事項

第34条第1項第2号中「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(14) 理事会の招集に係る事項

第35条第3項中の「記載した書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(15) 理事会の表決権等に係る事項

第38条第2項中の「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれか」に改める。

(16) 理事会の議事録に係る事項

第39条第1項第2号中の「書面」を「書面、電子メール、FAXのいずれかによる」に改める。